

209

証 明 書

下記署名、和蘭軍情報部戦犯課長蘭印軍中尉、^{チャールズ・コルゲネル}ハ先づ正式宣誓上左記標題、添附和蘭語文書（英語譯文附）（和蘭軍情報部公式記録ヨリ得タル下テ謹言ス

記

「^{ボイヤック}虐殺事件」關シ一九四六年昭和二十一年三月十日附林香一署名右附記問調書」

署名 チャールズ・コルゲネル

（和蘭軍情報部官印）

「^{ハタゴア}」一九四六年昭和二十一年六月七日

余蘭領東印度檢事總長事務局附高等官、蘭印軍中尉「^{カーティテウ・ウエールト}」署名右且宣誓言ハナリ

署名 カーティテウ・ウエールト

（和蘭軍情報部官印）

Doc 5326

調書

本日一九四六年昭和二十一年三月十日容疑者林方一ハ在
軍法會議隊審委員ニ予即チ、メーステル、エヒカ、面
問

君氏名、年齢、住所及職業ヲ私ニ言ヒテヤル。

答

林方一、二十四歳、日本石川縣生、海軍々属。

一九四三年昭和二十一年三月十日、私ハ、ホシケヤ、アツクニ到着シテ、警備隊長
上杉啓明大尉トヨロニ出頭シタ。ホシケヤ、アツクテハ、私ハ、私カ設置
花機関(音訳)地方部長トリマシタ。コ、花機関ハ海軍、情報機
関、アツク、シタ。ホシケヤ、アツク、花機関ハ、バリック、ババレ、花機関ニ属シ
バリック、ババレ、ソレハ、又、スミ、バ、花機関ニ属シテ、年マシタ。私ハ海軍、委任
軍士、属名、バリック、ババレ、木村ニ情報ヲ送ラネ、バ、ア、メン、テ、シタ。

問

君ハ自ラ逮捕セラレタ者ヲ訊問シタ、トカ、ア、カ、或ハ君ハ、軍ニ控領、
仕事ヲシタ、カ。

答

然リ、私ハ、特警隊長及警備隊長トシ、上杉、後任者、アツク、特
警隊長岡島カ、命令、テ、特警隊ノ逮捕シタ者ヲ訊問シタ
ト、ア、ア、リ、マス。ア、ソレハ、政治的、容疑者ニ関係シタ、コト、ア、ア、リ、マス。

No. 2

豫審委員、行ヒ、シ、ン、謹人、ラ、ア、ア、一、九、四、六、年、一、昭、和、二、十、一、年、三、月
二、日、附、記、問、調、書、カ、容、疑、者、提、示、ス、之、對、シ、テ、容、疑、者
一、次、ノ、如、キ、申、言、ヲ、ス。

答

テ婦人カ「ア・ニム」及「ア・ニ」ト共ニ上杉ヲ訊問シ受ケテ「本」ト云テ「ア」
ヌ、ソノ場合私ハ馬未語ト通譯トシテ之會ニシテ上記婦人ハ日本人
ト親密ニシタト云フテ告訴セタラス。日本人ト親密ニシテハ上杉ノ命
言ハテ許サレテ年ナラフツカアリマス。私ハ上記婦人ヲ平手テ打ツテ「ア」ト認
メ又彼等ノ衣服ヲ脱ツセタト又認メヌ。之ハ上杉ノ命令ヲ行フツカアリマ
ス。カクテ三人ノ少々ハ時間禱ヲシタテハ「ア」ト云フマシマス。

問

コレハ日本テ婦人ヲ訊問ス時ノ慣習カ。

答

ソレハ私ハ知りマセン。

問

君ハ部下ノ巡査テハ「ア」。併シ「ホ」トヤチ「ア」トテ独自ニ仕事ヲシテ「ア」
偵知アル。故ニ上杉ノカクノ如キ命令ニ従フニ必要ナシ。

答

私ハ「ア」婦人ノ「ア」ノ脱衣トテ裸ニテラセケレハ「ア」トテ承認シタシ。
私ハ「ア」婦人ノ「ア」ノ夫際ハ「ア」ト訓スルキ、テ「ア」ト信ジマス。併シ彼等ヲ
拘留シタム。彼等ヲ淫賣屋ニシテ「ア」ノ「ア」ノ口實ヲ設ケタ
シ。上杉ノ命令ヲ「ア」テ「ア」トリス。脱衣サセタム。彼等ノ日本人ト親密
ニテ「ア」トテ「ア」ト認メサセテ「ア」トテ強ク「ア」トアリマス。結局「ア」婦人
カ「ア」淫賣屋ヘハ「ア」サレマシテ上杉ノ命令ヲ「ア」テ「ア」テ「ア」
カ「ア」ハ「ア」知リマセン。

問

幾日間ソノ婦人「ア」ハ待警隊建物中ニキマス。

Doc. 5326

答

承恩ヲ六五日乃至六日間カシク彼等ハ建物ノ後、監房ニツキマシク

問

一九四三年西和十八年ノ後未並ニ一九四五年昭和十九年ノ前未ニ吉西部
州ニ於テ日本人ヨリテ逮捕サレ且ツソノ大多数カ日本人ヨリテ殺サレト
言フ中国人マシ着民並ニ若干ノ政羅巴人ノ非常ニ大量ヲ逮捕
ニ関レテ君ハ何ヲ報告スルアトカオモルカ。

答

ニッノ大謀叛カアリマシク最初ノ逮捕カ行ハレタ時ハ私ハテ州ニキマシク
旅行中カアツタカホシヤナリクニキマシテ各個人カ私ハ一九四三年西
和十八年十月ニ初メテノ問題ニカ係リマシク最初ノ謀叛ニ於テハ私
ハ主トシテ通譯トシテ働キ約二百人ノ訊問ニ主會ニシテ總テノ特警
隊員即チ山本園島岡田宮嶋伊藤田畑及中石一執トシテ
訊ハ互ニ交代シテ訊問致シマシク

問

君君ノ訊問シタ人物ノ氏名ヲ記憶シテヤカ。

答

然ルル私ハテオラハシクスノハバナヤアノラスナハシクハシクハ夫人及バシカシクア
バテヲ記憶シテヤカ。

時間ノ違クナラシク訊問ハ一九四六年昭和二十年三月十四日午前八時予定期
マラン。

No. 4

容疑者

(署名) 林秀一 (日本文字)

豫審委員

(署名) 在ーハトカ一

通譯

(署名) 判讀ニ得カ

書記

(署名) 判讀ニ得カ